

清算金について

換地処分に伴い、換地処分の公告の日における土地所有者及び借地権者に対し、清算金（徴収または交付）が発生いたします。土地の売買の際には、トラブルを防止するため、清算金の取り扱いについて、売主・買主、双方の売買契約書に「重要説明事項の特記事項」として明記してください。

従前地分筆による仮換地変更(分割)手続きについて

土地区画整理事業地内において、土地の売買、相続、贈与、共有物分割、またはその他の理由により仮換地の分割を必要とする場合は、従前の土地を分筆し、仮換地を変更(分割)することができます。

なお、土地の分筆手続きや調書修正等に伴う費用（土地所有者の負担）、お手続きに関しては、事前に市街地整備課に相談してください。

権利の変動はご連絡を！

土地の相続、売買などで所有権等の権利が移転された場合には、市街地整備課にご連絡くださるようお願いいたします。

建築物の建築や工作物（ブロック塀等）の建設等を行う場合は、土地区画整理法第76条許可申請・地区計画の届出が必要です。

土地区画整理法第76条許可申請・地区計画の届出について

第76条 西大袋地区内で建築物の建築や工作物（ブロック塀等）の建設等、宅地造成などを行う場合には、土地区画整理法の規定により、法第76条許可が必要です。（許可申請は、市街地整備課まで）

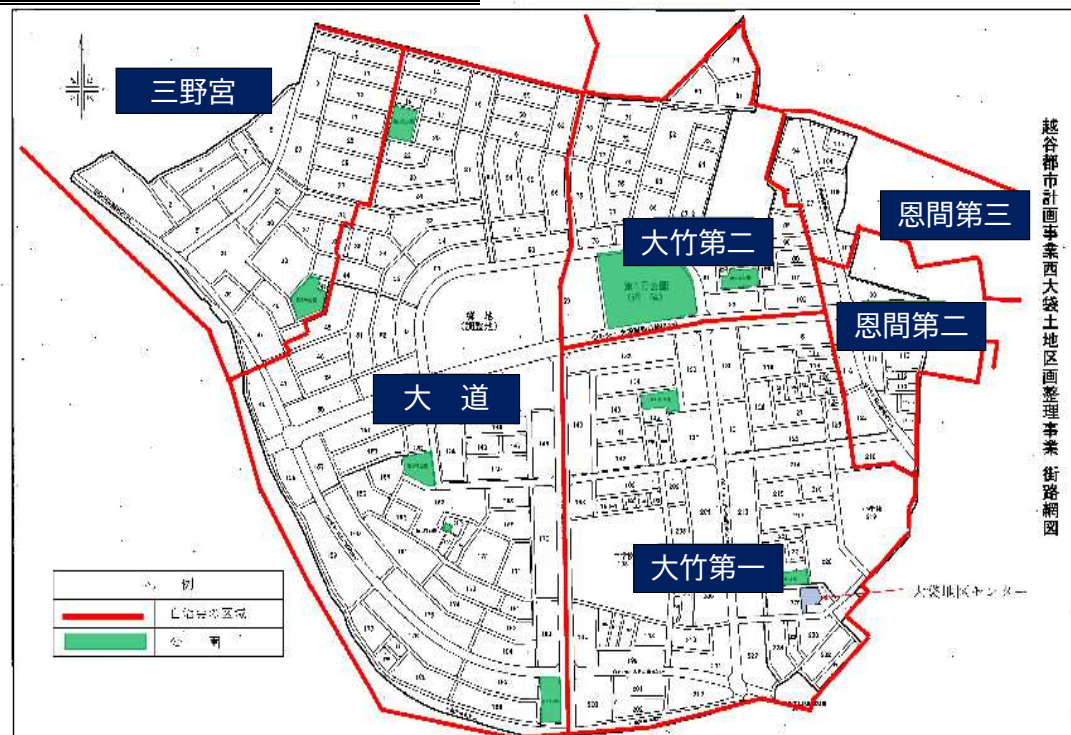
地区計画 西大袋地区内で建築物の建築や工作物（ブロック塀等）の建設等、宅地造成などを行う場合には、都市計画法の規定により、工事着手の30日前までに都市計画課に地区計画の届出が必要です。（届出は、都市計画課（048-963-9221）まで）

仮換地への電柱等の設置について

電気・電話等の供給のため東京電力・N T T等各企業者からの建柱計画に基づき電柱等の設置を進めています。電柱等の設置は、関係権利者の皆様に仮換地（民有地）への電柱等の設置をお願いしています。敷地内の電柱等の設置にご理解、ご協力をお願いします。

新たに西大袋地区に転入された方へ(自治会加入のお願い)

地域コミュニティの推進を図るため、自治会への加入をお願いします（地域コミュニティについては、市民活動支援課（048-963-9153）まで）。



西大袋地区 区画整理情報 No.31

発行: 令和5年5月

発行者: 越谷市役所都市整備部市街地整備課
(市役所本庁舎 6階)

問い合わせ: 048-963-9231(直通)



◎2つのコミュニティに、自治会館ができました！！

自治会活動や地域コミュニティのさらなる発展が期待されます。



大竹自治会館



大道第二自治会館

◎整備状況について

大竹中央通り線の一部の整備を実施しました。今後も事業の早期完了を目指し積極的に取り組めます。



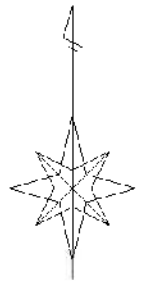
整備箇所（南側から北側を撮影）

令和5年度の事業予算について

令和5年度の事業予算については、約20億0千万円です。主な事業予算は次のとおりです。

○ 街路・下水道・盛土工事費等	2億 8,250 万円	○ 委託料	1億 0,260 万円
○ 家屋・立木等移転補償料	5億 9,500 万円	○ 事務費等	1億 1,324 万円
○ 土地使用・盛土整地補償料	1億 1,100 万円	○ 公債費	6億 1,466 万円
○ 上水道工事費負担金等	1億 8,100 万円		

令和5年度街路築造工事箇所図



至大袋駅



越谷特別市民
ガーヤちゃん

凡 例	
	過年度施工箇所
	令和5年度施工予定箇所
	使用収益開始済箇所

至大砂橋